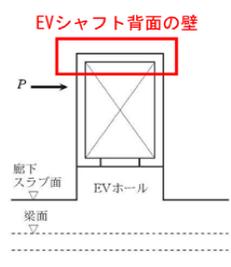


No.	該当ページ	該当行など	タイトル	質問	回答
1	1.5-3	図-4 (a)	本体架構から突出する屋外階段、EVシャフト壁等の検討	<p>図-4 (a) において、EVシャフト背面の壁については突出直行方向となりますが、同一変位の検討は必要でしょうか？ (EV内は中空で抜けており同一変位とならず、水平力はボックスカルバートの検討を行い本体へ伝達可能であることは、確認しているのでも必要と考えています。)</p>  <p>(a) EVシャフト平面図</p>	<p>当該壁については突出直交方向の同一変位の検討は不要です。</p> <p>一般的な突出部については、振動の励起のおそれがある方向に対して突出部（水平1.0G等）の検討、本体架構とおおむね一体として挙動することが想定される方向に対して追従性の検討を行ってください。通常、同一方向で突出部の検討と追従性の検討の両方を行う必要はありませんが、いずれのケースにおいても、本体架構-突出部間の応力伝達経路にある部材が安全であることの確認は必要です。屋外階段、EVシャフトなどの配置が特殊な場合、当該壁の長さが長い場合等はケースバイケースで判断してください。</p>
2	3.2.4-1 3.2.4-2	指摘の趣旨 8	塔状比が4を超える際の保有水平耐力時の直接基礎の検討	<p>塔状比4を超える場合の検討として350galの液状化に対しても検討を行うと記載がありますが、これは直接基礎限定なのでしょうか。終局時の検討という意味では直接基礎も杭基礎も変わりないと思いますが、塔状比4を超える杭基礎は350gal液状化までは考慮しなくていいという解釈になりますか。なるのであればその理由も教えてください。</p>	<p>塔状比が4を超える建築物では、保有水平耐力に相当する層せん断力に対して転倒しないことの確認が必要です。直接基礎の場合、地盤の液状化によって支持力を喪失することが建築物の転倒に直結する恐れがありますので地表面最大加速度350galでの液状化検討を求めています。杭基礎の場合、技術基準解説書2020 P.441の記述（引抜き方向の極限支持力の評価においても大地震時における液状化の影響を考慮する。）の趣旨を鑑み、設計者が適切な最大加速度を設定し検討を行ってください。</p>
3	3.2.4-2	11	塔状比が4を超える際の保有水平耐力時の直接基礎の検討	<p>「液状化の程度については、F1値が1以下の場合であっても、PL値若しくはDcy値が5以下であれば液状化の危険度や程度は低いと考えられ、建物への影響を別途検討する。保有水平耐力時の検討は建物の倒壊を回避し、人命を守ることが目的であることから、表-2、3でPL値若しくはDcy値が5以下の領域を許容することが考えられる。」と記載されています。</p> <p>技術解説書では液状化判定はFL値にて判断することが明記されていると思われそうですが、PL値Dcy値の採用も可と考えて宜しいでしょうか？</p>	<p>液状化の判定は、150gal以上の地表面最大加速度に対してF1値で行うことが原則です。</p> <p>塔状比が4を超える直接基礎建築物については350gal以上の最大加速度に対して液状化判定を行います。液状化すると判定された場合、PL値、Dcy値によって液状化の程度を把握し（P.3.2.4-3の表-2、表-3参照）、建築物への影響、液状化対策工事の必要性等を判断することになります。</p>
4	3.2.4	—	塔状比が4を超える際の保有水平耐力時の直接基礎の検討	<p>3.2.4が★マーク付きで変更となっておりますが、2021年版からほぼ変更ないように見受けられますが何が変わっていますでしょうか？</p>	<p>3.2.4-3 2.3 検討1 (1) 検討方針 ④ が「基礎の応力が短期許容応力度以下であること」から「基礎部材の応力検討を行うこと」と緩和側に変更しています。</p>
5	4.1.6	—	横補剛材の強度及び剛性の検討（保有耐力横補剛条件）	<p>記載はありませんが、解説して頂いた方が片側ピン、片側固定の際の横補剛(均等)とする場合は長さを2倍にして横補剛間隔を決定すれば良いと仰っていた記憶がありますが宜しかったでしょうか？ 通常私は端部補剛していますが、上記の内容で補剛間隔を決定することも可能なのでしょうか？</p>	<p>可能です。</p> <p>主として梁端部に近い部分に横補剛を設ける方法以外に、下記※の方法によることもできます。</p> <p>※片側ピン接合の梁の曲げモーメント分布は、スパン2倍の梁が逆対称曲げモーメント分布であるときの右側半分（あるいは左側半分）の曲げモーメント分布に近似できることから、便宜的にスパンを2倍して均等配置として求めた箇所数の1/2（箇所数が奇数の場合は（箇所数-1）/2）を片ピン梁に配置する方法。</p>
6	5.1-1	34	液状化の判定と対策	<p>「液状化の判定は、地表面加速度150galに対してF1値で行うことを原則とする。」となっております。</p> <p>3.2.4-2の内容と異なりますが150gal時はFLで350galはFL、PL、Dcyにて評価可能という意味でしょうか？(5.1-3,4より)200galの時はどうになりますか？</p>	<p>液状化の判定は、150gal以上の地表面最大加速度に対してF1値で行うことが原則です。</p> <p>二次設計で液状化をどのように考慮するかは設計者判断によります。二次設計で液状化を考慮しない設計を行う場合、一次設計における液状化の検討に用いる最大加速度レベルを200galとする方法があります。二次設計で液状化を考慮し、350galの最大加速度に対して液状化すると判定された場合、PL値、Dcy値によって液状化の程度を把握し（P.3.2.4-3の表-2、表-3参照）、建築物への影響、液状化対策工事の必要性等を判断することになります。</p>

【令和5年10月6日開催】

大阪府構造計算適合性判定指摘事例集「よくある指摘事例とその解説」に関する説明会 質問回答

[令和6年2月22日修正版]

[令和6年3月11日上記訂正版]

No.	該当ページ	該当行など	タイトル	質問	回答
7	5.6-4	17	杭先端の地盤と支持力	「L/Dが杭径の5倍程度以下」と記載されていますが、 拡底杭の場合、Dは拡底径でしょうか。 また、Lは杭実長でしょうか。地盤面からの長さでしょうか。	原則として、拡底杭に適用する場合、Dは拡底径、Lは基礎下からの杭実長になります。
8	5.10-3	30	杭頭接合部の設計	【補足事項】において、文献2)では、PRC杭の杭頭部の軸方向鉄筋と端板との応力伝達が不明瞭であるため、PRC杭の杭頭接合法を埋込方式に限定されているとの記載があります。 PRC杭頭にパイルスタッド工法等を採用した場合に端板との応力伝達が不明であるという指摘を実際にした事例はありますかでしょうか。 指摘された場合、埋込方式に変更する以外に何か対処方法はあるでしょうか。	指摘した事例はありません。
9	5.15-2	9	1 本打ち杭の偏心に対する基礎のせん断設計	「設計者がストラット傾斜角等の実状に応じて適切に判断する必要がある」と記載がありますが、明確な判断基準はありますか？	ご質問いただいた箇所は、RC規準2018のQ&A No. 40の回答内容を反映したものになります。 Q&A No. 40では、実状に応じて適切に判断する必要があるとの記載がありますが、詳細な検討が行われていないこともあり安全側の値として $A_s = 0.8 A_c$ にしたことも併せて記載され、同RC規準においても明確な判断基準が示されていません。
10	5.15-3	9	1 本打ち杭の偏心に対する基礎のせん断設計	「梁引張主筋を基礎内へ定着させる」とありますが、基礎とは具体的にどこを指していますでしょうか。 片側基礎梁で、建物の内側に杭が偏心し、基礎（フーチング天端）が基礎梁天端よりも下にある場合には、引張側主筋は基礎（フーチング）内ではなく柱内に定着される必要があるということでしょうか。	必要ありません。
11	B-6	7	柱梁接合部の帯筋比	仕口部は0.2%と記載がありますが、靱性保証型に基づいた式なので0.3%の配筋を必要とするという指摘を受けます。B-6ページを参考に0.2%で問題ないと判断してよろしいでしょうか。	技術基準解説書2020のQ&A No. 17では「鉄筋コンクリート造の（柱はり接合部の）検討に靱性指針を用いる場合、性能を確保するためには同指針で求められるせん断補強筋量（0.3%以上）とする必要があります。」とされています。この記述に沿った対応としてください。 今回、上記について一部改正させていただきます。